

令和7年度 糸魚川市展示会等出展支援事業補助金

市では、事業者の製品・技術・商品・サービス等の販路開拓を推進するため、市外で開催される展示会等に出展する費用の一部を補助します。

○制度概要

補助対象者	(1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者 (2) 市内に主たる事業所を有する中小企業団体 (3) ふるさと糸魚川応援寄附金返礼品に登録している事業者																	
補助対象事業	販路開拓を目的に、市外（国外を含む）及びオンラインで開催される展示会、見本市、商談会又は物産展へ出展する事業 ※特定の顧客を来場対象とするものや自社が主催するもの、開催期間が1月以上のものは補助対象となりません																	
補助率・補助上限額・補助回数	出展する展示会等に応じて以下の表のとおりとします <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">展示会等の区分</th><th>補助率</th><th>上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国内で行われるもの（オンラインで行われるものを含む。）</td><td>展示会 見本市 商談会</td><td>2/3</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td>物産展</td><td>1/2</td><td>3万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">国外で行われるもの</td><td>2/3</td><td>25万円</td></tr> </tbody> </table> ※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てします 補助回数：1事業者2回まで			展示会等の区分		補助率	上限額	国内で行われるもの（オンラインで行われるものを含む。）	展示会 見本市 商談会	2/3	5万円	物産展	1/2	3万円	国外で行われるもの		2/3	25万円
展示会等の区分		補助率	上限額															
国内で行われるもの（オンラインで行われるものを含む。）	展示会 見本市 商談会	2/3	5万円															
	物産展	1/2	3万円															
国外で行われるもの		2/3	25万円															
補助対象経費	(1) 出展料、会場借上料、小間料、出展ページ作成料 (2) 会場設営費、小間装飾費 (3) 備品借上料 (4) 運搬費 (5) 広告宣伝費 (6) 交通費、宿泊料（1事業者につき2人分まで） ※旅程は最も経済的及び合理的な経路により算出したものに限り ※宿泊料は1泊1万円を上限額とします																	
	補助対象経費とならないもの ・消費税及び地方消費税 ・経常的な経費や他の用途に転用可能な備品購入費 ・販売目的の物品またはその原材料の購入費 ・グリーン車、ビジネスクラス等の追加料金 ・その他補助対象経費として適当でないと認められるもの																	

申請方法	・ 出展する展示会等の開催初日の１０日前までに申請してください。 ・ 申請に必要な書類の様式は、糸魚川市ホームページからダウンロードできます。
提出書類	交付申請時 (1) 交付申請書 (2) 事業計画書 (3) 展示会等の開催または出展を証する書類等の写し (4) 補助対象経費の根拠書類 実績報告時 (1) 実績報告書 (2) 事業成果報告書 (3) 補助対象経費の支払いを証する書類等の写し (4) 展示会等に出展した際の状況写真等
その他	・ 補助金の申請には、納期が到来している市税を全て納付していることが必要です。 ・ 国、県その他公共団体から補助金等を受ける場合は、経費からその金額を差し引いた額が補助対象経費となります。 ・ 事業完了後、３０日以内または令和８年３月３１日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。 ・ 予算額に達し次第、補助金の申請受付を終了します。

○提出・問合先

糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援係

TEL：025-552-1511 FAX：025-552-7372

Mail：kigyo@city.itoigawa.lg.jp